

資 料 編

1 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物の処理体制（平成17年度）	58
(2) 市町のごみ排出量及び処理量（平成17年度）	59
(3) ごみ排出量等の推移（平成8～17年度）	61
(4) ごみ処理量の推移（平成8～17年度）	61
(5) ごみ再生利用量等の推移（平成8～17年度）	61
(6) ごみ最終処分量の推移（平成8～17年度）	61
(7) ごみ処理経費の推移（平成8～17年度）	62
(8) ごみ処理施設の整備状況（平成17年度末現在）	62
(9) 水洗化人口と非水洗化人口の推移（平成8～17年度）	62
(10) し尿等の排出量の推移（平成8～17年度）	63
(11) し尿等の処理状況の推移（平成8～17年度）	63
(12) し尿処理施設の整備状況（平成17年度末現在）	63
(13) 浄化槽の設置基数の推移（平成8～17年度）	63
(14) 浄化槽の法定検査の受検状況の推移（平成8～17年度）	63

2 産業廃棄物

(1) 業種別・種類別産業廃棄物排出量（平成17年度）	64
(2) 産業廃棄物処理施設の設置状況	64
(3) 産業廃棄物処理業の状況	65
(4) 県内における多量排出事業者の減量化計画の提出事業者数	65
(5) 公共関与による埋立処分事業の状況	66
(6) 産業廃棄物の広域移動の状況	66
(7) 有害廃棄物対策の現状	67

3 循環型社会形成

(1) 循環型社会の実現のため法体系	68
(2) 国の基本方針	69

4 第2次広島県廃棄物処理計画の策定の経緯

(1) 広島県環境審議会	70
(2) 廃棄物適正処理懇話会	77

1 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物の処理体制（平成17年度）

市 町 名	ごみ処理体制		し尿処理体制
	可燃ごみ	その他	
広島市	単独処理 (一部は山県郡西部衛生組合)	単独処理 (一部は山県郡西部衛生組合)	単独処理(一部は安芸地区衛生施設管理組合・山県郡西部衛生組合)
呉市	単独処理	単独処理	単独処理
竹原市	竹原広域行政組合	竹原広域行政組合	竹原広域行政組合
三原市	単独処理 (一部は甲世衛生組合)	三原広域市町村圏事務組合	単独処理 (一部は甲世衛生組合)
尾道市	単独処理 (一部は甲世衛生組合)	単独処理	単独処理
福山市	単独処理	単独処理	単独処理
府中市	単独処理	単独処理	単独処理 (一部は甲双衛生組合)
三次市	単独処理	単独処理	単独処理 (一部は甲双衛生組合)
庄原市	単独処理	単独処理	単独処理 (一部は甲双衛生組合)
大竹市	単独処理	単独処理	単独処理
東広島市	単独処理 (一部は竹原広域行政組合)	単独処理 (一部は竹原広域行政組合)	単独処理 (一部は竹原広域行政組合)
廿日市市	単独処理	単独処理	単独処理
安芸高田市	芸北広域環境施設組合	芸北広域環境施設組合	単独処理
江田島市	単独処理	単独処理	単独処理
府中町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
海田町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
熊野町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
坂町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
安芸太田町	山県郡西部衛生組合	山県郡西部衛生組合	山県郡西部衛生組合
北広島町	芸北広域環境施設組合 (一部は山県郡西部衛生組合)	芸北広域環境施設組合 (一部は山県郡西部衛生組合)	単独処理 (一部は山県郡西部衛生組合)
大崎上島町	竹原広域行政組合	竹原広域行政組合	竹原広域行政組合
世羅町	甲世衛生組合	三原広域市町村圏事務組合	甲世衛生組合
神石高原町	単独処理	単独処理	単独処理

(2) 市町のごみ排出量及び処理量 (平成17年度)

① ごみ排出量

市町名	計画処理区域内人口			収集ごみ						直接搬入量	合計	左の内訳		1人1日当たりの排出量 (g/人・日)
	計画収集人口	自家処理人口	合計	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	計			生活系	事業系	
広島市	1,140,977	0	1,140,977	298,759	28,844	59,352	3,634	4,234	394,823	21,556	416,379	228,412	187,967	1,000
呉市	254,126	0	254,126	60,170	5,147	11,661	196	1,741	78,915	42,625	121,540	77,017	44,523	1,310
竹原市	31,316	0	31,316	7,087	1,669	876	7	6	9,645	1,104	10,749	8,103	2,646	940
三原市	104,514	0	104,514	29,941	1,180	1,299	0	133	32,553	7,045	39,598	23,614	15,984	1,038
尾道市	153,796	0	153,796	44,457	4,297	10,645	60	726	60,185	3,200	63,385	43,986	19,399	1,129
福山市	462,844	0	462,844	134,162	8,784	23,755	0	2,806	169,507	5,311	174,818	122,080	52,738	1,035
府中市	45,972	530	46,502	8,174	4,369	3,473	0	0	16,016	1,174	17,190	10,708	6,482	1,024
三次市	60,470	0	60,470	11,081	570	3,896	190	491	16,228	2,657	18,885	13,898	4,987	856
庄原市	43,956	0	43,956	4,819	134	1,222	26	15	6,216	3,983	10,199	6,216	3,983	636
大竹市	30,299	0	30,299	5,532	315	1,273	2	15	7,137	3,159	10,296	7,973	2,323	931
東広島市	175,488	0	175,488	49,763	4,069	6,260	79	2,455	62,626	4,681	67,307	38,999	28,308	1,051
廿日市市	118,116	0	118,116	30,692	808	3,524	13	1,349	36,386	4,174	40,560	26,701	13,859	941
安芸高田市	33,801	0	33,801	5,201	430	32	63	36	5,762	1,562	7,324	4,291	3,033	594
江田島市	30,561	0	30,561	7,309	1,204	603	24	709	9,849	2,083	11,932	8,513	3,419	1,070
市小計	2,686,236	530	2,686,766	697,147	61,820	127,871	4,294	14,716	905,848	104,314	1,010,162	620,511	389,651	1,030
府中町	50,402	0	50,402	12,354	219	1,492	16	816	14,897	974	15,871	12,169	3,702	863
海田町	28,484	0	28,484	9,199	149	1,739	163	352	11,602	616	12,218	8,071	4,147	1,175
熊野町	26,023	0	26,023	5,324	88	1,254	11	571	7,248	257	7,505	6,761	744	790
坂町	12,615	0	12,615	4,295	85	840	7	282	5,509	122	5,631	3,889	1,742	1,223
安芸太田町	7,571	1,033	8,604	1,395	0	301	6	88	1,790	375	2,165	930	1,235	783
北広島町	20,591	585	21,176	3,455	236	110	72	35	3,908	859	4,767	2,687	2,080	634
大崎上島町	9,477	0	9,477	2,320	527	0	0	0	2,847	447	3,294	2,847	447	952
世羅町	19,581	0	19,581	2,274	320	138	0	21	2,753	102	2,855	1,963	892	399
神石高原町	12,238	0	12,238	982	13	562	3	134	1,694	66	1,760	1,408	352	394
町小計	186,982	1,618	188,600	41,598	1,637	6,436	402	2,299	52,248	3,818	56,066	40,725	15,341	821
県計	2,873,218	2,148	2,875,366	738,745	63,457	134,307	4,572	17,015	958,096	108,132	1,066,228	661,236	404,992	1,017

② ごみ処理量

市町名	ごみ 処理量 (①~④)	焼却処理量			最終処分量				焼却以外の 中間処理量 ③	資源化量			集団 回収量	自家 処理量
		直接 焼却量 ①	処理残さ 焼却量	計	直接 最終処分量 ②	処理残さ 埋立量	焼却残さ 埋立量	計		直接 資源化量 ④	処理後の 資源化量	計		
広島市	416,379	311,410	15,074	326,484	33,339	3,990	29,954	67,283	71,630	0	57,230	57,230	228	0
呉市	121,540	87,092	8,520	95,612	7,918	3,522	10,445	21,885	26,530	0	14,487	14,487	6,698	0
竹原市	10,749	7,703	0	7,703	0	1,487	690	2,177	2,156	890	609	1,499	493	0
三原市	39,598	36,016	0	36,016	519	0	5,075	5,594	3,063	0	2,848	2,848	2,200	0
尾道市	63,385	43,691	3,089	46,780	2,733	672	6,357	9,762	9,104	7,857	4,290	12,147	21	0
福山市	174,818	54,815	121	54,936	24	12,616	8,395	21,035	119,603	376	67,249	67,625	10,759	0
府中市	17,190	0	0	0	4,430	754	0	5,184	12,760	0	7,084	7,084	0	158
三次市	18,885	12,286	842	13,128	188	409	1,572	2,169	3,492	2,919	2,240	5,159	145	0
庄原市	10,199	6,008	257	6,265	0	238	18	256	4,191	0	2,788	2,788	0	0
大竹市	10,296	0	0	0	0	225	0	225	10,296	0	6,136	6,136	1,495	0
東広島市	67,307	53,675	170	53,845	1,321	5,820	6,572	13,713	9,358	2,953	2,813	5,766	3,218	0
廿日市市	40,560	11,966	466	12,432	1,206	214	1,246	2,666	27,180	208	16,999	17,207	1,811	7
安芸高田市	7,324	6,268	226	6,494	0	209	0	209	1,016	40	1,486	1,526	516	0
江田島市	11,932	8,228	762	8,990	1,942	234	914	3,090	1,738	24	742	766	953	0
市小計	1,010,162	639,158	29,527	668,685	53,620	30,390	71,238	155,248	302,117	15,267	187,001	202,268	28,537	165
府中町	15,871	13,382	0	13,382	398	0	844	1,242	1,844	247	1,810	2,057	0	0
海田町	12,218	9,736	0	9,736	160	0	613	773	2,064	258	2,052	2,310	0	0
熊野町	7,505	5,822	18	5,840	0	44	367	411	1,683	0	1,813	1,813	99	0
坂町	5,631	4,500	59	4,559	85	0	297	382	1,046	0	1,135	1,135	0	0
安芸太田町	2,165	1,712	17	1,729	0	23	291	314	453	0	413	413	0	283
北広島町	4,767	4,012	130	4,142	0	124	56	180	687	68	964	1,032	0	104
大崎上島町	3,294	2,767	0	2,767	292	0	278	570	235	0	91	91	0	0
世羅町	2,855	0	0	0	0	7	0	7	2,855	0	1,730	1,730	0	0
神石高原町	1,760	0	14	14	0	5	1	6	1,760	0	1,019	1,019	0	0
町小計	56,066	41,931	238	42,169	935	203	2,747	3,885	12,627	573	11,027	11,600	99	387
県計	1,066,228	681,089	29,765	710,854	54,555	30,593	73,985	159,133	314,744	15,840	198,028	213,868	28,636	552
県外受託分	255	205	0	205	0	33	25	58	50	0	14	14	—	—
処理量計	1,066,483	681,294	29,765	711,059	54,555	30,626	74,010	159,191	314,794	15,840	190,766	213,882	—	—

(3) ごみ排出量等の推移 (平成8～17年度)

単位 人口：千人，量：t/年，1人1日当たり排出量：g/人・日

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
総 人 口	2,900	2,903	2,904	2,885	2,883	2,880	2,879	2,878	2,877	2,875
計画収集人口	2,878	2,885	2,888	2,870	2,868	2,867	2,871	2,871	2,874	2,873
自家処理人口	22	18	16	15	15	13	8	7	3	2
排 出 量	1,013,985	1,019,541	1,029,844	1,079,187	1,134,853	1,192,447	1,123,986	1,108,131	1,095,205	1,066,228
収集ごみ量	929,263	937,275	947,877	988,948	1,039,760	1,006,958	1,001,187	1,004,341	979,640	958,096
直接搬入量	84,722	82,266	81,967	90,239	95,093	185,489	122,799	103,790	115,565	108,132
自家処理量	13,559	13,827	14,773	13,572	8,912	9,159	7,564	5,580	648	552
1人1日 当たり 排出量	広島県 963	968	977	1,030	1,081	1,139	1,073	1,057	1,041	1,017
	全国平均 1,105	1,104	1,112	1,107	1,128	1,120	1,112	1,107	1,084	1,067

(4) ごみ処理量の推移 (平成8～17年度)

単位：t/年

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
ごみ処理量	1,013,985	1,019,506	1,029,834	1,079,188	1,134,790	1,192,722	1,124,015	1,110,434	1,095,440	1,066,483
直接焼却量	756,300	761,883	751,701	777,937	801,240	830,394	816,751	828,730	702,615	681,294
焼却以外の 中間処理量	145,980	153,011	174,967	180,478	215,386	189,017	199,889	196,495	322,103	314,794
直接再生利用量	—	—	—	—	—	—	—	15,936	13,250	15,840
直接最終処分量	111,705	104,612	103,166	120,773	118,164	173,311	107,375	69,273	57,472	54,555

(注) 平成15年度から、実態調査の様式変更により、直接再生利用量(直接資源化量)の項目が追加

(5) ごみ再生利用量等の推移 (平成8～17年度)

単位 量：t/年，率：%

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
総資源化量	115,868	121,124	137,255	146,400	163,307	158,844	165,900	161,283	247,453	242,518
再生利用量	89,103	93,426	110,797	119,942	136,237	133,103	140,174	134,338	218,468	213,882
集団回収量	26,765	27,698	26,458	26,458	27,070	25,741	25,726	26,945	28,985	28,636
再生利用率	広島県 8.8	9.2	10.8	11.1	12.0	11.2	12.5	12.1	19.9	20.1
	全国平均 5.9	6.6	7.8	8.7	9.8	10.4	11.9	12.3	12.8	14.1

(注) 再生利用率(%) = (ごみ再生利用量) / (ごみ処理量) × 100

(6) ごみ最終処分量の推移 (平成8～17年度)

単位 量：t/年，1人1日当たり最終処分量：g/人・日

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
最終処分量	257,865	250,720	248,152	264,129	279,563	323,485	248,637	203,685	168,555	159,191
うち焼却灰埋立量	110,000	109,889	106,072	110,136	115,020	118,180	109,664	102,034	79,771	74,010
1人1日 当たり最 終処分量	広島県 244	237	234	250	266	308	237	193	161	152
	全国平均 285	261	246	235	227	215	194	181	174	157

[増加要因]

平成11年度：平成11年6月の豪雨災害による災害廃棄物の処分

平成12年度：家電リサイクル法施行(平成13年4月)を前にした廃家電の駆けこみ排出

平成13年度：平成13年3月24日の芸予地震による災害廃棄物の処分

[減少要因]

平成16年度：RDF(ごみ固形燃料)の製造等による資源化量の増加

(7) ごみ処理経費の推移 (平成8～17年度)

単位 ごみ処理経費：億円、1人当たりの経費：円/年・人

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
ごみ処理経費	269.7	291.5	297.8	293.8	302.0	308.8	307.3	306.3	336.1	334.7
1人 当たり の経費	広島県	9,400	10,100	10,300	10,200	10,500	10,800	10,700	10,700	11,600
	全国平均	10,400	10,800	11,000	11,100	11,500	11,700	11,700	11,600	11,800

(8) ごみ処理施設の整備状況 (平成17年度末現在)

【ごみ焼却施設】

区 分	計	固定バッチ式	機械化バッチ式	准連続式	全連続式
施設数	27	1	7	8	11
公称能力 (トン/日)	3,169	26	164	584	2,395
処理実績 (トン/日)	1,918	9	76	387	1,446

【焼却以外の中間処理施設】

区 分	計	ごみ燃料化 処理施設	資源化施設	粗大ごみ 処理施設
施設数	47	7	27	13
公称能力 (トン/日)	1,514	550	571	393
処理実績 (トン/日)	747	368	259	120

【最終処分場】

施設数	31
全体容量	8,858 千m ³
残余容量	2,385 千m ³
平成17年度埋立実績	166 千m ³
平成15～17年度の平均埋立量	173 千m ³
残余年数(残余容量/平均埋立量)	14 年

(9) 水洗化人口と非水洗化人口の推移 (平成8～17年度)

単位：千人

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
総 人 口	2,900	2,903	2,904	2,885	2,883	2,880	2,879	2,878	2,877	2,875
水洗化人口	2,030	2,060	2,118	2,154	2,209	2,250	2,310	2,358	2,391	2,403
公共下水道人口	1,270	1,351	1,405	1,402	1,477	1,523	1,575	1,629	1,661	1,695
浄化槽処理人口	760	709	713	752	732	727	735	729	730	708
うち合併処理 浄化槽人口	245	230	246	285	291	298	314	333	342	355
非水洗化人口	870	843	786	731	674	630	569	520	486	472
水洗化 率 (%)	広島県	70.0	70.9	72.9	74.7	76.6	78.1	80.2	81.9	83.1
	全国平均	77.2	78.9	80.5	81.9	83.4	84.7	86.0	87.1	88.9

(10) し尿等の排出量の推移（平成8～17年度）

単位：千k l

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
し尿収集量	534.7	523.6	500.9	486.0	450.8	425.4	394.6	380.6	356.9	335.2
浄化槽汚泥収集量	395.7	402.5	404.3	414.7	403.0	404.3	407.1	416.2	410.4	412.9
自家処理量	51.2	59.1	62.6	65.7	61.1	60.4	53.0	49.5	46.3	25.3
合 計	981.6	985.2	967.8	966.4	914.9	890.1	854.7	846.3	813.6	773.4

(11) し尿等の処理状況の推移（平成8～17年度）

単位：千k l

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
し尿処理施設	910.6	907.5	877.4	876.9	833.8	806.7	776.8	757.6	743.1	725.7
下水道投入	20.2	18.8	28.1	24.2	20.4	23.1	25.4	24.7	24.4	22.6
その他（農地還元を含む）	0.4	0.6	0.5	0.4	0.3	0.5	0.2	0.3	0.2	0.2
合 計	931.2	926.9	906.0	901.5	854.5	830.3	802.4	782.6	767.7	748.5

(12) し尿処理施設の整備状況（平成17年度末現在）

施 設 数	3 6
公称能力 (kl/日)	2, 7 7 7

(13) 浄化槽の設置基数の推移（平成8～17年度）

単位：基

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
単独浄化槽	182,488	182,497	181,135	176,935	157,048	149,902	136,361	133,240	125,164	121,483
合併処理浄化槽	25,066	28,353	31,987	38,117	43,229	48,631	53,722	58,665	62,511	70,840
計	207,554	210,850	213,122	215,052	200,277	198,533	190,083	191,905	187,675	192,323

(14) 浄化槽の法定検査の受検状況の推移（平成8～17年度）

単位：%

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
新設時検査 (広島県)	100.0	100.0	88.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	94.3	99.0
新設時検査 (全国平均)	60.3	62.9	71.5	72.9	75.4	78.0	84.2	84.4	84.0	84.0
定期検査 (広島県)	6.0	7.3	8.2	8.8	9.0	11.3	13.9	15.8	18.4	19.4
定期検査 (全国平均)	12.3	12.8	13.4	13.9	14.4	14.7	15.7	16.5	17.9	20.2

2 産業廃棄物

(1) 業種別・種類別産業廃棄物排出量（平成17年度）

単位：t/年

区分	農業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	医療・福祉	教育・学習支援業	サービス業	合計
燃え殻					20,472	10,053		11				7	30,543
汚泥		700	111,849	159,143	1,449,669	1,845,625	17	490	1,544	84	417	13,255	3,582,793
廃油			17	9,432	65,184	60	22	1,106	5,884	45	37	1,438	83,225
廃酸					57,595		97			160	5	7	57,864
廃アルカリ				21	30,032		10	21	605	126		58	30,873
廃プラスチック類	772	6	31	19,044	143,774	351	155	2,357	6,814	3,020	220	7,682	184,226
紙くず				10,228	19,722		578						30,528
木くず				160,184	259,274								419,458
繊維くず				307	2,667								2,974
動植物性残さ					48,035								48,035
動物系固形不要物					797								797
ゴムくず				8	1,985				5			36	2,034
金属くず		76	112	27,594	266,437	767	311	920	7,662	854	315	2,511	307,559
ガラス・コンクリート・陶磁器くず				39,930	48,208	51	5	122	220	299	35	55	88,925
鉱さい					5,575,543						2	76	5,575,621
がれき類			360	1,395,051	37,642			1,622	817		14	93	1,435,599
ばいじん					276,659	358,296							634,955
動物のふん尿	1,042,310												1,042,310
動物の死体	1,397												1,397
感染性廃棄物					139					4,664		1	4,804
混合物等				40	138		84	397	2,124	1,430	1	357	4,571
合計	1,044,479	782	112,369	1,820,982	8,303,972	2,215,203	1,279	7,046	25,675	10,682	1,046	25,576	13,569,091

(2) 産業廃棄物処理施設の設置状況

【中間処理施設】

平成17年度末現在

施設の種類の 設置主体	処理施設数				処理能力			
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計
ア 汚泥の脱水施設	39	28	11	78	3,009.5	1,983.0	947.0	5,939.5
イ 汚泥の乾燥施設（機械）	2	2	0	4	134.0	141.6	0	275.6
ウ 汚泥の乾燥施設（天日）	0	3	0	3	0	378.0	0	378.0
エ 廃油の油水分離施設	0	8	0	8	0	1,991.0	0	1,991.0
オ 廃プラスチック類の破碎施設	1	34	0	35	72.0	1,941.0	0	2,013.0
カ 木くず又はがれき類の破碎施設	0	236	0	236	0	81,039.5	0	81,039.5
キ シアンの分解施設	1	0	0	1	4.0	0	0	4.0
ク PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	1	0	0	1	31.0	0	0	31.0
ケ 汚泥の焼却施設	4	23	1	28	120.4	1,124.9	5.0	1,250.3
コ 廃油の焼却施設	4	25	0	29	61.6	889.2	0	950.8
サ 廃プラスチック類の焼却施設	8	40	0	48	48.6	768.4	0	817.0
シ その他の焼却施設	7	51	1	59	140.4	1,552.1	10.0	1,702.5
計	67	450	13	530	3,621.5	91,808.7	962.0	96,392.2

(注) 1 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設

2 処理能力の単位は、ア、イ、ウ、エ、キ、ク、ケ及びコの施設は立法メートル/日、オ、カ、サ及びシの施設はトン/日

【最終処分場】（再掲）

平成16年度末現在

設置主体	施設数				残余容量（万m ³ ）				残余年数
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	
安定型処分場	6	67	1	74	6	488	15	509	8.3
管理型処分場	9	22	2	33	11	243	63	317	8.4
計	15	89	3	107	17	731	78	826	8.4

- (注) 1 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設。
 2 残余年数は、平成16年度の埋立量の実績（管理型37万立方メートル、安定型61万立方メートル）から試算したもの。
 3 安定型処分場：地下水を汚染しない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びびがれき類のみを埋め立てる産業廃棄物最終処分場のこと。
 4 管理型処分場：浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備等が設けられ、燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい及びばいじんなどを埋め立てる産業廃棄物最終処分場のこと。

(3) 産業廃棄物処理業の状況

【業態別産業廃棄物処理業の許可状況】

平成17年度末現在

許可区分	業種	管轄					構成比(%)	
		県	広島市	呉市	福山市	計	許可区分別	合計に対する構成費
産業廃棄物	収集運搬	2,971	1,636	776	1,217	6,600	93.5	81.4
	中間処理	232	97	26	46	401	5.7	5.0
	最終処分	18	9	3	6	36	0.5	0.4
	中間処理・最終処分	17	0	0	6	23	0.3	0.3
	小計	3,238	1,742	805	1,275	7,060	100.0	—
特別管理産業廃棄物	収集運搬	411	247	123	227	1,008	96.5	12.4
	中間処理	17	11	1	4	33	3.2	0.4
	最終処分	3	0	0	0	3	0.3	0.1
	中間処理・最終処分	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	小計	431	258	124	231	1,044	100.0	—
合計		3,669	2,000	929	1,506	8,104	—	100.0

- (注) 合計欄の業者数は、一の業者が、県、広島市、呉市及び福山市と重複して許可を得ている場合があり、県全体の許可業者数と実際の処理業者数は一致しない。

(4) 県内における多量排出事業者の減量化計画の提出事業者数

【広島県全体】

平成19年10月現在

業種 年度	合計	建設業	製造業	電気事業	水道業	ガス業	その他
H15	153	59	52	2	27	0	13
H16	224	98	78	2	30	0	16
H17	275	118	101	3	35	0	18
H18	295	128	103	4	38	0	22
H19	330	161	103	4	39	0	23

(5) 公共関与による埋立処分事業の状況

平成18年度末現在

事業名	箕島地区廃棄物等埋立処分事業	五日市地区廃棄物等埋立処分事業
事業実施場所	福山市箕沖町	広島市佐伯区吉見園地先
事業実施主体	(財) 広島県環境保全公社	
事業期間	昭和63年10月11日～平成23年3月(予定)	平成3年1月25日～平成22年3月(予定)
規模	面積	35.6ha
	容量	193.7万m ³
受入実績	153.8万m ³	468.4万m ³
残余容量 (平成18年度末現在)	39.9万m ³	17.1万m ³
埋立廃棄物	産業廃棄物(燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、ガラスくず・陶磁器くず、がれき類) 一般廃棄物(焼却灰など)	

(注) 1 (財) 広島県環境保全公社が県から施設を借り受けて埋立処分事業を実施している。
2 一般廃棄物最終処分場の確保が困難な市町の焼却灰なども、一時的に受け入れている。

【公共関与による埋立処分事業の受入実績】

単位：万m³

処分場名	区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18
箕島地区 処分場	産業廃棄物	3.7	3.4	2.4	2.7	2.8	4.0
	一般廃棄物	0.3	0.2	0.2	0.7	0.4	0.5
	残土	1.3	5.6	1.5	0.7	0.9	1.1
	計	5.3	9.2	4.1	4.1	4.1	5.6
五日市地区 処分場	産業廃棄物	8.6	10.1	9.3	6.1	6.3	6.9
	一般廃棄物	5.5	4.1	3.3	1.9	0.6	0.5
	残土	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	14.1	14.2	12.6	8.0	6.9	7.4
2地区 合計	産業廃棄物	12.3	13.5	11.7	8.8	9.1	10.9
	一般廃棄物	5.8	4.3	3.5	2.6	1.0	1.0
	残土	1.3	5.6	1.5	0.7	0.9	1.1
	計	19.4	23.4	16.7	12.1	11.0	13.0

(6) 産業廃棄物の広域移動の状況

単位：万t

年度	県外からの搬入量	県外への搬出量	H16年度における 主な搬入元・搬出先
H12	40.3 (うち埋立25.6)	49.5 (うち埋立2.0)	(搬入元) ○39都府県 ○山口県、岡山県、東京都、兵庫県、神奈川県 及び埼玉県で56%を占める。 ○廃プラスチック類、汚泥、鉍さい及び金属く ずが58%を占める。
H13	41.6 (うち埋立22.2)	54.7 (うち埋立1.4)	
H14	42.7 (うち埋立23.6)	50.7 (うち埋立1.3)	
H15	62.2 (うち埋立28.0)	66.4 (うち埋立2.8)	(搬出先) ○34道府県 ○大分県、山口県及び福岡県で66%を占め る。 ○ばいじん、がれき類及び汚泥が67%を占 め、主としてセメント原材料、再生骨材及び 土壌改良材となっている。
H16	60.9 (うち埋立30.8)	73.1 (うち埋立3.4)	

(7) 有害廃棄物対策の現状

【PCB廃棄物保管等届出状況】

平成18年度末現在

種 類 (単位)	保 管 中	使 用 中
高 圧 ト ラ ン ス (台)	534	266
高 圧 コ ン デ ン サ (台)	9,084	1,145
低 圧 ト ラ ン ス (台)	22,319	30,008
低 圧 コ ン デ ン サ (台)	14,958	446
柱 上 ト ラ ン ス (台)	405,987	214,000
安 定 器 (台)	144,205	16,035
P C B (kg)	3,642	0
P C B を 含 む 油 (kg)	171,145	0
感 圧 複 写 紙 (ノーカーボン紙) (kg)	27,930	0
ウ エ ス (kg)	20,590	0
そ の 他 機 器 (台)	137,036	134,098
届 出 事 業 者 数	1,279	—

(注) 容量で報告されたものは重量に換算

【アスベスト廃棄物処理施設周辺等のアスベスト濃度測定】

年 度	測定施設数	区 分	濃度範囲 (f/l)
H17	2	処理施設周辺	0.48~1.6
		事業場敷地境界	0.57~1.0
H18	12	処理施設周辺	0.053~0.2
		事業場敷地境界	0.053~0.32

【ダイオキシン類行政検査結果】

○産業廃棄物焼却施設

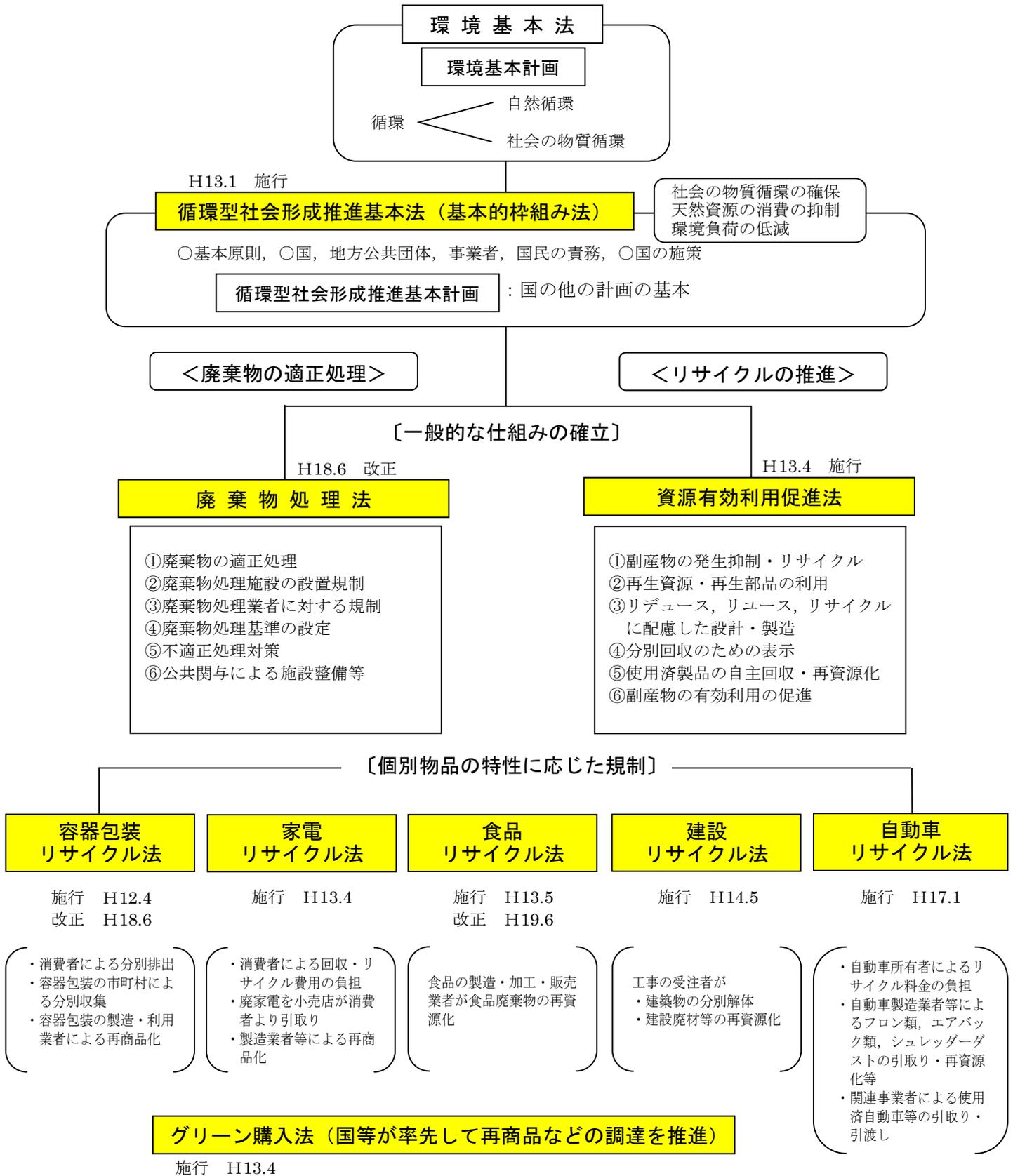
年 度	検査施設数	基準超過施設数
H15	10	1
H16	9	0
H17	8	0
H18	7	0

○産業廃棄物管理型最終処分場

年 度	検査施設数	基準超過施設数
H15	—	—
H16	2	0
H17	2	0
H18	2	0

3 循環型社会形成

(1) 循環型社会の実現のため法体系



(2) 国の基本方針

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号） — 抜粋 —

改正 平成17年5月26日環境省告示第43号

○ 方針における減量化目標量

廃棄物の減量化の目標量については、「ダイオキシン対策推進基本指針」（平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づき、平成11年9月に設定した「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえ、当面、平成22年度を目標年度として進めていくこととする。

なお、この目標量については、中間目標年度を平成17年度とし、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを実施するものとする。

○ 一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状（平成9年度）に対し、平成22年度において、排出量を約5パーセント削減し、再生利用量を約11パーセントから約24パーセントに増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減する。

（単位：100万トン／年）

区 分	平成9年度	平成17年度	平成22年度
排 出 量	53	51	49
再生利用量	5.9 (11%)	10 (20%)	12 (24%)
中間処理による減量	35 (66%)	34 (67%)	31 (63%)
最終処分量	12 (23%)	7.7 (15%)	6.4 (13%)

○ 産業廃棄物の減量化の目標量

産業廃棄物については、現状（平成9年度）に対し、平成22年度において、排出量の増加を約12パーセントに抑制し、再生利用量を約41パーセントから約47パーセントに増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減する。

（単位：100万トン／年）

区 分	平成9年度	平成17年度	平成22年度
排 出 量	410	439	458
再生利用量	168 (41%)	205 (47%)	217 (47%)
中間処理による減量	175 (43%)	197 (45%)	211 (46%)
最終処分量	66 (16%)	36 (8%)	30 (7%)

（注1）小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

（注2）括弧内は、各年度の排出量を100としたときの割合である。

4 第2次広島県廃棄物処理計画の策定の経緯

(1) 広島県環境審議会

広島県環境審議会生活環境部会の審議経緯等

開 催 日	審 議 内 容
平成18年8月10日(木)	○ 知事が環境審議会会長に諮問
平成18年8月21日(月)	○ 環境審議会から生活環境部会へ付議
第1回 生活環境部会 平成18年9月4日(月)	○ 第2次広島県廃棄物処理計画の策定について ○ 第1次広島県廃棄物処理計画の概要について ○ 第1次広島県廃棄物処理計画の減量化目標と現状について ○ 広島県の廃棄物処理の課題について
第2回 生活環境部会 平成19年3月20日(火)	○ 廃棄物適正処理懇話会報告について ○ 第1次広島県廃棄物処理計画の評価について ○ 次期計画目標案について
第3回 生活環境部会 平成19年5月15日(火)	○ 第2次広島県廃棄物処理計画の計画目標案について ○ 廃棄物処理に係る課題及び施策について ○ 産業廃棄物埋立税について
第4回 生活環境部会 平成19年8月8日(水)	○ 第2次広島県廃棄物処理計画原案について ○ 産業廃棄物埋立税について ○ 諮問に対する中間報告について
平成19年8月8日(水)	○ 環境審議会会長から知事に中間報告
平成19年8月9日(水)	○ パブリックコメントの実施(平成19年8月31日まで)
平成19年10月10日(水)	○ 市町への意見聴取(法定要件)
第5回 生活環境部会 平成19年11月21日(水)	○ 第2次広島県廃棄物処理計画の策定経過について ○ 第2次広島県廃棄物処理計画の策定に係る意見募集結果等について ○ 広島県産業廃棄物埋立税条例の改正について ○ 第2次広島県廃棄物処理計画の策定について(答申案)
平成19年11月28日(水)	○ 環境審議会会長から知事へ答申

広島県環境審議会委員一覧（★印は生活環境部会委員）

区分	氏名	職業等
会長	岡田光正	広島大学大学院工学研究科教授
会長代理	中西稔	岡山理科大学理学部教授
会長代理	★松田治	広島大学名誉教授
委員	児玉信子	広島県女性薬剤師会副会長
〃	★折登美紀	広島女学院大学文学部教授
〃	鈴木盛久	広島大学大学院教育学研究科教授
〃	林武広	広島大学大学院教育学研究科教授 (広島大学附属東雲小学校・附属東雲中学校 校長)
〃	福本幸夫	財団法人広島市動植物園・公園協会常務理事 事務取扱広島市安佐動物公園園長
〃	★今岡務	広島工業大学環境学部教授
〃	★山田知子	比治山大学現代文化学部准教授
〃	村田和賀代	県立広島大学生命環境学部准教授
〃	浅野ジュン	中国・地域づくり交流会事務局長
〃	★藤井昌平	広島商工会議所連合会幹事長
〃	富原征子	J A広島県女性組織協議会会長
〃	★山本勇二	広島県漁業協同組合連合会 代表理事会長
〃	長谷川忠彦	広島県山岳連盟会長
〃	間所了	広島県猟友会顧問
〃	★宮本博子	広島県女性医師の会
〃	★南拓也	ひろしま地球環境フォーラム理事
〃	★桜井陽子	広島県生活協同組合連合会コープアドバイザー
〃	★中原律子	社団法人広島消費者協会会長
〃	★杉原弘展	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
〃	瀧川正一	広島森林管理署長
〃	渡邊誠	中国経済産業局資源エネルギー環境部長
〃	★山本正司	中国地方整備局企画部環境調整官
〃	浅野洋二	広島県議会議員
〃	杉西加代子	広島県議会議員
〃	吉井清介	広島県議会議員
〃	高橋雅洋	広島県議会議員
〃	下森宏昭	広島県議会議員
〃	山下三郎	広島県市長会・廿日市市長(平成19年11月2日廿日市市長の任期満了)
〃	★佐々木清蔵	広島県町村会・安芸太田町長

(敬称略)

(参考) 平成19年8月末で任期が満了した生活環境部会委員は次のとおりです。

区分	氏名	職業等
委員	竹内俊子	広島修道大学大学院法務研究科教授
〃	松岡俊二	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
〃	安岡秀憲	ひろしま地球環境フォーラム副会長
〃	※国近匠	日本労働組合総連合会広島県連合会副事務局長

※任期：H16.7.20～H19.2.20

(敬称略)

諮問文書

平成18年8月10日

広島県環境審議会会長様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10-52
循環型社会推進室

第2次広島県廃棄物処理計画の策定について（諮問）

次のことについて、貴審議会の意見を求めます。

第2次広島県廃棄物処理計画について

付議文書

平成18年8月21日

広島県環境審議会
生活環境部会長様

広島県環境審議会
会長 岡田 光正

第2次広島県廃棄物処理計画の広島県環境審議会への諮問について（付議）

このことについて、別紙のとおり広島県知事から当審議会に諮問がありました。
については、広島県環境審議会運営要綱第3条の規定により、貴部会に次の案件につ
いて付議します。

案 件

第2次広島県廃棄物処理計画について

平成19年8月8日

広島県知事 様

広島県環境審議会会長

第2次広島県廃棄物処理計画の策定について（中間報告）

平成18年8月10日付けで諮問のあったこのことについて、当審議会は、生活環境部会において第1次広島県廃棄物処理計画（以下「第1次計画」という。）の評価や次期計画目標案、廃棄物処理に係る課題・施策などについて4回にわたり審議した。

また、この間、県が昨年度設置した「廃棄物適正処理懇話会」において検討された広島県の産業廃棄物埋立税（以下「産廃税」という。）制度の導入効果やあり方についての懇話会報告を受け、第2次広島県廃棄物処理計画（以下「第2次計画」という。）の策定とともに、産廃税のあり方について審議した。

今般、これまでの審議結果の中間取りまとめを次のとおり報告する。

- 1 産廃税制度のあり方について
別紙1のとおり

- 2 第2次計画原案について
別紙2のとおり

産廃税制度のあり方について

産廃税制度は、経済的インセンティブによって産業廃棄物の埋立抑制を図るとともに、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル等の推進を目的として、広島県が独自に課税した地方税（法定外目的税）であり、平成15年4月1日に施行され、平成20年3月31日をもって失効する規定となっている。

産廃税制度のあり方については、次のとおりとすることが妥当である。

1 産廃税制度の継続について

- 産廃税制度は、第1次計画の計画目標（平成18年度）を既に達成し、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルを促す上で効果があったと判断され、第2次計画の計画目標（平成22年度）達成のためには、経済的手法である産廃税制度の役割は大きい。
- このため、産廃税制度を継続することが必要である。
- 継続に当たっては、産業廃棄物の埋立処分量の抑制効果の状況と今後の社会経済情勢の変化等を勘案し、5年間の時限措置とすることが適当である。
時限措置後、産廃税制度を廃止する場合は、他県の動向等を踏まえ、廃止後の影響について十分な検討を行うことが必要である。

2 産廃税の使途の拡充について

- 産廃税の使途については、循環型社会の実現を目指して、引き続き、「リサイクルの推進」、「廃棄物対策の推進」及び「自主的環境活動の支援」を基本とする各種施策を展開していくことが必要である。
- 使途の拡充の方向性は次のとおりである。

区 分	内 容
リサイクルの推進	①排出抑制につながる製造工程の技術開発・施設整備、②リサイクルの研究開発・施設整備、③リサイクル製品の普及拡大、④ISO14001、エコアクション 21 の導入など3R（リデュース、リユース、リサイクル）につながる事業者の自主的取組を促進する施策を積極的に進める。
廃棄物対策の推進	産業廃棄物処理業者の優良化施策を進めるとともに、排出事業者が処理責任を適切に果たせるよう支援を行う。 また、不法投棄対策については、市町、業界団体や住民団体等と連携するなど監視体制を強化する。 さらに、産業廃棄物処分場については、周辺環境対策などを講じ、処分場の安定的確保を図る。
自主的環境活動の支援	県民や事業者が自主的な活動に取り組む意欲を高めるための意識啓発や環境学習をさらに積極的に進める。特に、環境学習にあつては、多様な主体による連携を深め、その面的な展開を図る。

- なお、産廃税の使途については、引き続き、環境白書、県ホームページ等を通じて情報開示を行い、産廃税の負担者である排出事業者や産業廃棄物処理業者の理解を深めるとともに、県民への周知・理解を図るよう努めるべきである。

答申文書

平成19年11月28日

広島県知事

藤田雄山様

広島県環境審議会

会長 岡田光正

第2次広島県廃棄物処理計画の策定について（答申）

平成18年8月10日付けで諮問のこのことについて、別紙のとおりとすることを適当と認めます。

(2) 廃棄物適正処理懇話会

廃棄物適正処理懇話会設置要綱

(目的)

第1条 広島県が実施する廃棄物の適正処理施策に県内各界からの幅広い意見を反映させるため、廃棄物適正処理懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 廃棄物の発生抑制，減量化・リサイクル方策
- (2) 廃棄物の処理方策
- (3) 産業廃棄物埋立税について
- (4) その他循環型社会形成に関し必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、別紙の委員をもって構成する。

2 懇話会には、委員の互選により座長を置く。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

(懇話会)

第5条 懇話会は、座長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 座長に事故あるときは、座長が指名する委員がこれを代行する。

3 座長は、必要に応じて懇話会に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務局は、広島県環境部環境対策局循環型社会推進室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月8日から施行する。

別紙

氏 名	所 属
今岡 務	広島工業大学大学院環境学研究科教授
川崎 信文	広島大学大学院社会科学研究科教授
川本 義勝	社団法人広島県産業廃棄物協会 会長
小坂 眞治	安芸太田町 助役
柴田 修三	広島商工会議所 環境委員会委員長
中原 律子	ひろしま地球環境フォーラム 副会長
堀野 和則	廿日市市 市民生活部長
松水 征夫	広島大学大学院社会科学研究科教授

(50音順)

廃棄物適正処理懇話会の審議経緯

開 催 日	審 議 内 容
第 1 回懇話会 平成 18 年 10 月 19 日 (木)	○ 廃棄物適正処理懇話会の設置及び第 2 次広島県廃棄物処理計画の策定等について ○ 第 1 次広島県廃棄物処理計画の実施状況等について
第 2 回懇話会 平成 18 年 12 月 26 日 (火)	○ 廃棄物処理の現状について ○ 第 1 次減量化目標の検証について ○ 産業廃棄物埋立税の税収動向について
第 3 回懇話会 平成 19 年 1 月 31 日 (水)	○ 産業廃棄物埋立税のあり方について ○ 報告書骨子案について
第 4 回懇話会 平成 19 年 2 月 22 日 (木)	○ 今後の廃棄物対策について ○ 報告書案について

廃棄物適正処理懇話会からの報告 — 抜 粋 —

(4) 産業廃棄物埋立税のあり方

ア 産業廃棄物埋立税制度

- 現在、産業廃棄物の排出量については長期的には横ばいで推移しているものの、最近の経済の動向によると、今後増加することも予想される。
一方、最終処分量は、現行の第 1 次廃棄物処理計画の計画目標を上回るペースで減少しているものの、引き続き、平成 22 年度の長期目標達成はもとより、循環型社会の構築に向けて、さらに削減する必要がある。
- このため、今後とも、本県の産業廃棄物施策は、法令による規制的手法、事業者の自主的取組による手法、産廃税などの経済的手法など、適切な政策の組み合わせ（ポリシーミックス）により対応し、現行の第 1 次廃棄物処理計画の長期目標の達成を効率的・効果的に進めることが重要である。
- とりわけ、最終処分場へ搬入する産業廃棄物に対して課税し、その税収を廃棄物の再資源化等に活用する経済的手法は、一部企業に税の負担感があるものの、産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルを促す上で効果があり、その役割は大きい。
- 以上のことから、現行の産廃税制度を継続させ、その税収をより効果的に活用し、産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルに関する施策を重点的に実施していくことが必要である。
- 産廃税制度の継続に当たっては、産業廃棄物の埋立処分量の抑制効果の状況と今後の社会経済情勢の変化等も勘案すると、時限措置とすることが適当であるが、時限措置後、産廃税制度を廃止する場合は、他県の動向等を踏まえ、廃止後の影響について、十分な検討を行うことが必要である。

イ 産業廃棄物埋立税の使途

- 法定外目的税である産廃税は、その税収を産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てることとしている。
- 県は、循環型社会の構築を目指して、「リサイクルの推進」、「廃棄物対策の推進」及び「自主的環境活動の支援」を基本とする各種施策を展開し、一定の効果・実績を上げているが、産廃税制度の促進に当たっては、一層効果の上がる施策を展開していくことが必要であると考えられる。
- リサイクルの推進については、①排出抑制につながる製造工程の技術開発・施設整備、②リサイクルの研究開発・施設整備、③リサイクル製品の普及拡大、④ISO14001、エコアクション 21 の導入など 3R（リデュース、リユース、リサイクル）につながる事業者の自主的取組を促進する施策を積極的に進めるべきである。

さらに、リサイクルを推進する企業にメリットを持たせるなど、新たな施策に取り組む必要がある。

- 廃棄物対策の推進については、産業廃棄物処理業者の優良化施策を推進し、排出事業者が優良な処理業者を選定しやすくするとともに、事業者が自ら排出した廃棄物の処理状況を管理・把握できる手法の導入を促進するなど、排出事業者責任を適切に果たせるよう誘導する新たな施策が必要である。

また、依然として後を絶たない不法投棄については、業界団体や住民団体等との連携も含めた監視体制の強化を進めるとともに、幅広い対策を検討する必要がある。

さらに、新たな最終処分場の設置を進める施策として、処分場の周辺環境の整備、民間の最終処分場を補完する公共関与処分場の整備、跡地利用の適正化などにも産廃税を活用していくべきである。

- 自主的環境活動の支援については、県民や事業者が3R（リデュース、リユース、リサイクル）に対する理解を深め、自主的な活動に取り組む意欲を高めていくための意識啓発や環境学習をさらに積極的に進めていく必要がある。

また、その手法の一つとして、県民、事業者等から意識啓発事業の提案を募集するなど施策の検討に当たって、幅広い主体の参画を検討することが必要である。

- なお、産廃税の使途については、引き続き、環境白書、県ホームページ等を通じて情報開示を行い、産廃税の負担者である排出事業者や産業廃棄物処理業者の理解を深めるとともに、県民への周知を図るよう努めるべきである。

5 廃棄物処理の課題と今後の廃棄物対策

(1) 廃棄物処理の課題

◆ 一般廃棄物

- 排出量は減少傾向にあるものの、現行の第1次廃棄物処理計画の長期目標の達成に向け、今後は、家庭、学校、地域、事業者が一体となって、さらに3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する必要がある。
- ごみ処理施設の整備には計画から完成までに長時間を要することから、計画的な施設整備を図る必要がある。その整備に当たっては、天然資源の消費を抑制し、地球温暖化防止を図る観点から、ごみエネルギーを可能な限り利用するシステムを構築する必要がある。
- 不法投棄については、山林・道路など全県域で発生していることから、監視体制等の対策を強化する必要がある。
- 近年、地震・台風などによる大規模災害が頻繁に発生しているため、がれき、流木など災害廃棄物の処理体制をあらかじめ定めておくなどの対策が必要である。

◆ 産業廃棄物

- 産業廃棄物の排出量は概ね横這いで推移しているが、社会経済動向により大きく変動することから、引き続き、排出抑制に取り組む必要がある。
- 産業廃棄物の再生利用や最終処分についても、長期目標を達成するため、リサイクルの研究開発、施設整備などの施策を引き続き推進する必要がある。
- 廃棄物処理計画を円滑に進行管理するため、廃棄物の発生量や処理処分状況等を年度毎に的確に把握するとともに、計画目標のうち、再生利用量及び最終処分量の達成状況については、今後、景気回復に伴う産業廃棄物排出量の増加も見込まれることから、量とともに排出量に占める割合の評価を的確に行う必要がある。
- 現在、産業廃棄物の再生利用により生産されるリサイクル製品については利用が停滞していることから、リサイクル製品市場の設置等、適切な資源循環のための施策を講じる必要がある。
- また、電子マニフェストの普及拡大や優良で信頼できる産業廃棄物処理業者の育成を図り、引き続き、産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、依然として後を絶たない不法投棄の監視体制の強化も進める必要がある。
- 新規立地が進まない産業廃棄物最終処分場の確保対策や近年問題となっているアスベスト、PCBの無害化処理などの有害廃棄物対策を進める必要がある。
- なお、県外から県内最終処分場に搬入される産業廃棄物の増加は廃棄物処理計画の推進に大きな影響を与えており、国に対して施策提言等を行う必要がある。

(2) 今後の廃棄物対策

- 今後の廃棄物対策については、廃棄物処理の課題を踏まえ、次の施策を中心に行うことが必要であると考えられる。

◆ 一般廃棄物に関する施策

県民・事業者の環境意識の向上及び自主的取組の促進に関する施策
ごみ処理における3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に関する施策
不法投棄防止対策に関する施策
災害廃棄物の処理体制の整備に関する施策

◆ 産業廃棄物に関する施策

廃棄物の排出抑制など、事業者の自主的取組の促進に関する施策
リサイクルの技術開発・施設整備の促進に関する施策
リサイクル製品の普及促進に関する施策
電子マニフェストの普及促進に関する施策
産業廃棄物処理業者の優良化に関する施策
不法投棄防止対策に関する施策
公共関与最終処分場の整備に関する施策
アスベスト、PCB等有害廃棄物の適正処理に関する施策
産業廃棄物の広域移動の調整に関する施策